

統計委員会 第16回国民経済計算部会 議事録

1. 日時 平成27年1月26日（月） 14:55～16:47

2. 場所 第4合同庁舎 12階 共用1214会議室

3. 出席者

（委員）中村洋一委員（部会長代理）、前田栄治委員、樋浩一専門委員、後藤康雄専門委員
（審議協力者）宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、
文部科学省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

（事務局）清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官、小森総務省政策統
括官（統計基準担当）付統計企画管理官、丸山内閣府経済社会総合研究所
総括政策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企画調査課長、谷本国民支
出課長、渡邊国民資産課長、小此木分配所得課長

4. 議事

国民経済計算次回基準改定に向けた対応について

- 金融資産分類の拡充・細分化、金融機関の内訳項目の精緻化 -
- 私立学校の制度部門上の位置づけ -

5. 議事録

○中村部会長代理 それでは、定刻まだ相当時間がありますけれども、皆様おそろいですので、ただ今から「国民経済計算部会」第16回会合を開会いたします。

皆様におかれましては、御案内のとおり、昨年末をもって中島前部会長が統計委員会委員を辞任されましたので、当部会につきましては、私が部会長代理として、引き続き議事の進行に当たらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではまず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 お手元の「議事次第」を1枚おめくりいただきまして、横長の資料1という少し分厚い資料と、その下に資料2という1枚紙もの、さらにその下に今年の9月10日の諮問第70号の関連資料を参考資料としてつけております。

過不足がございましたら、おっしゃっていただければと存じます。

○中村部会長代理 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日の審議事項は「金融資産分類の拡充・細分化」「金融機関の内訳項目の精緻化」に

加えまして、第13回の部会で結論が持ち越されました「私立学校の制度部門上の位置づけ」としております。

まずは「金融資産分類の拡充・細分化」等について御議論いただき、その後「私立学校の制度部門上の位置づけ」について御議論をいただきたいと思っております。

では、資料1「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について④」のうち「金融資産分類の拡充・細分化」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○渡邊内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課長 国民資産課長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料1の2ページ目でございますけれども、「金融資産分類の改定」ということで表を整理させていただいております。

まず、この表でございますけれども、2008SNAの勧告を踏まえました現行基準から次回基準への主な変更点をまとめたものでございます。

まず上から順に見ていきますと、貨幣用金・SDR等でございます。これにつきましては、備考欄に書いてあるとおりでございますが、「IMFリザーブポジション」を「その他の金融資産・負債」から移管いたしまして、名称を変更いたします。

2番目でございますが、現金・預金につきましては、マネースtockと整合させるために「財政融資資金預託金」を「その他の金融資産・負債」に移そうと考えてございます。

続きまして、貸出・借入につきましては変更ございません。

債務証券の部分でございます。こちらにつきましては、負債性のあるものに限定するというところでございまして、この中には投資信託受益証券につきまして、その下の欄でございますけれども、持分・投資信託受益証券の方に移しまして、「株式以外の証券」から「債務証券」という名称に変更いたします。

持分・投資信託受益証券でございます。これにつきましても、先ほど申し上げたとおりでございますが、債務証券の中から持分・信託受益証券を移管するとともに名称変更をいたしますけれども、従来の「株式・出資金」といったものから「持分・投資信託受益証券」という名称で変更いたしますけれども、引き続き株式、出資金については持分として計上するというところでございます。

続きまして、金融派生商品でございますけれども、これにつきましては「雇用者ストックオプション」、これは新概念の導入でございまして、こちらが導入されたことに伴いまして、名称をつけ加えさせていただいております。

保険・年金・定型保証でございます。こちらにつきましても、年金受給権、それから年金基金の対年金責任者債権、こちらをあわせまして定型保証支払の引当金でございますが、こちらが新概念の導入ということで、こちらも名称を「保険・年金定型保証」という形で変更いたします。

備考欄にも書いてございますけれども、併せて確定給付型の企業年金の積立不足相当分を「その他金融資産・負債」から移管しております。

最後でございますけれども、その他の金融資産・負債につきましては、先ほどの入り繰りがございました各項目でございますが、「IMFリザーブポジション」、DB企業年金の積立不足相当分を上に移しまして、「現金・預金」の方から「財政融資資金預託金」を移してくるという改定を考えてございます。

1 ページめくっていただきまして、定型保証及び定型保証支払引当金について若干簡単に御説明させていただきます。

「定型保証及び定型保証支払引当金」でございますが、1993SNAでは偶発性のある資産は全て記録に対象外となっております。2008SNAでは偶発性のある保証のうち、大数の法則が働く同一の方針に沿って多数発行されるものとしておりまして、定型保証が非生命保険と同様の形で産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行うということになりました。

現行基準のJSNAでございますけれども、一部定型保証につきましては、受取保証料を産出額として記録しておりますけれども、分配取引（非生命保険金等）や金融取引及び資産でございますけれども、定型保証支払引当金、これらの記録は行ってございません。

次回基準改定のJSNAでございますけれども、2008SNAの定型保証機関に該当しまして、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものとしたしまして、住宅ローン保証や信用保証制度等でございますが、これについて非生命保険と同様の形で産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行うというものでございます。

この信用保証制度等でございますけれども、信用保証制度といたしまして、全国信用保証協会、それから農林漁業信用基金（林業信用保証制度）を対象機関とする予定でございます。このほか日本国際教育支援協会が行います学資の貸与に係る保証事業等も対象としたいと考えてございます。

金融資産、負債残高への影響でございます。定型保証支払引当金の残高の規模でございますが、3～4兆円程度でございます。定型保証機関の負債、また保証対象のローンの借り手でございます非金融法人企業及び家計の資産に計上するという予定でございます。

4 ページ目につきましては、次回基準JSNAにおきます定型保証の記録の方法でございます。

これらにつきましては、先ほど述べましたように、非生命保険と同様の形で記録内容を反映したいと考えておりまして、受取保証料が保険料、債務肩がわりが保険金に相当する考え方になります。

追加保証料につきましては、財産運用純益に相当しておりまして、金融機関自らによる運用純益は、本来金融機関に留保されるものでありますが、企業や家計に一旦財産所得として支払われてから、追加の保険料として受け取るというように変わります。

非生命保険純保険料及び非生命保険金は、非生命保険の取り扱いでは保険金となるところを、ただ今述べましたとおり債務肩がわりという形で反映されます。

最後に一番下でございますけれども、金融面の記録となる定期保証の支払引当金でござ

います。これは未経過保証料と定型保証損出引当金の合計が計上されます。計上先につきましては、定型保険機関の負債側、借り手の資産側ということになります。

簡単ではございますが、以上が金融資産分類の改定でございます。

それから5ページ目は「金融機関の内訳の分類の精緻化」ということでございます。この表では、2008SNAの勧告から次回基準への変更をまとめてございます。名称は、2008SNAと異なる部分がございますが、現行基準の名称を多少考慮しているといったこともございます。

中央銀行につきましては変更がございませんが、その次の預金取扱機関でございます。次回基準ではこちらの備考欄に書いてあるとおりでございますが、国内銀行等やゆうちょ銀行がこちらに含まれることになると思います。

続いて、1993SNAでの保険年金基金を除くその他の金融仲介機関に含まれておりましたマネー・マーケット・ファンドとその他の投資信託が別部門として分離いたしました。それからマネー・マーケット・ファンドには、公社債投信のうち、単金融市場商品としてMMF、MRFが含まれることとなります。その他の投資信託、これ以外の公社債投信と株式投信がこちらの方に含まれるということでございます。

また、こちらの部門から金融仲介を行うもののうち、その機能が弱いものにつきまして、「専属金融機関」という名称で分離、独立しております。この専属金融機関につきましては、次ページで御説明したいと思っております。

さらに、1993SNAでは保険会社と年金基金をあわせて一つの部門としておりましたが、これを2008SNAでは2つに分割いたしました。

最後に、金融補助機関でございます。この部分は金融仲介活動を行いませんが、金融資産や負債の取引に関連した活動を行うものが含まれます。代表的な例としまして、金融商品の取引が行われる証券取引所がございます。脚注に記載されておりますけれども、金融機関を子会社とするいわゆる金融持株会社でございますが、1993SNAでは主な子会社に存在する部門に含めるように勧告されておりました。それが2008SNAで金融特殊会社は、子会社の管理を行うことが主な活動でございまして、仲介活動を行うものではないという点に着目しまして、非仲介型でございます金融機関に含めることとなりました。

また、先ほど御説明しましたけれども、定型保証につきまして、これを定型する機関でございますが、活動が非生命保険、すなわち損害保険会社等としていることから、保険に含めて表章するということになりました。

6ページ目は「公的専属金融機関」ということでございます。2008SNAマニュアルでは、専属金融機関につきましては、金融サービスを提供している主体のうち、資産または負債のほとんどが公開市場で運用・調達されないものと伝意されてございます。

次回基準での扱いでございますけれども、民間金融機関のうちの当部門に含まれるものにつきましては、資料に制約があることから、当部門につきまして公的金融機関のみを対象とすることといたしまして、そのため名称につきましても公的専属金融機関ということ

にいたしたいと考えてございます。

例といたしましては、ここに書いてあるとおりでございますが、運用先が道路会社でございます独立行政法人の日本高速道路保有・債務返済機構や、運用先が鉄道会社でございます独立行政法人の鉄道建設・運輸施設整備支援機構のうちの助成勘定といったものがこちらに含まれることとなります。

続きまして、7ページにつきましては、先ほどとは別に現行基準と次回基準におきますいわゆる内訳部門の表章の考え方といったものを整理したものでございます。

この表でございますけれども、JSNAの金融資産・負債取引、残高に係る詳細表でございますが、具体的には現行のJSNA国民経済計算年報におきますフロー編付表25「金融資産・負債の変動」とストック編付表7「金融資産・負債の残高」に対応する係数表のことでございまして、内訳部門の表章の考え方を比較形式で示しているものでございます。

特徴といたしまして、一番上のところに3項目書いてございますが、2008SNAを踏まえまして、次回基準では9つの部門に再編をするというものでございます。

これに伴いまして、現行の民間と公的機関それぞれについて内訳部門を設定したのに対しまして、次回基準では民間と公的機関ともに9つの内訳分類に含めることといたしたいと考えております。

3点目は、現行各内訳部門に含まれます金融持株会社でございますけれども、次回は非仲介型金融機関に含めまして、現行非金融仲介型金融機関に含まれる定型保証につきましては、上段の方ですが、次回は保険のうちの非生命保険に含めるといった表章の考えをとってございます。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

なお、諮問事項でございます国民経済計算の作成基準の変更案との関係で、企画調査課長から一言御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 ただ今御説明がありました金融資産・負債の分類、あるいは金融機関の内訳部門の変更につきましては、前回の11月末の部会で御説明申し上げました年金受給権、あるいは雇用者ストックオプションといった項目もある意味で包含いたしますので、ここでまとめてお手元の参考資料の作成基準の変更案との関係を簡単に御説明いたします。

まず、金融機関の内訳部門分類の方からまいります。参考資料の5ページの上の方に「イ金融機関」という項目があるかと思えます。そこに金融機関の定義が書かれているわけがありますけれども、これは今のところ現行の作成基準も変更案としての作成基準でも同じ記述としております。すなわち金融機関は主要な活動が金融仲介業務及び金融仲介を促進する業務とする機関となっておりますが、今回、金融機関の仕分け部門の考え方が精緻化されるというものの、特段作成基準の変更としては必要がないのではないかと考えております。

次に、全社の金融資産の内訳部門分類に関しまして、まず前回の11月の部会で御説明し

ました雇用者ストックオプションとの関係について申し上げます。同じく参考資料の15ページでございますが、横長の新旧対照表になっているもの、少し字が小さくて恐縮でございますが、そちらでございます。左が変更案、右が現行の作成基準の記述となっておりますけれども、真ん中より少し下の「イ 所得の発生に関する勘定」の中のパラグラフになりますけれども、このパラグラフ自体、まず少し全体的に記述を整理しまして、現行では雇用者報酬が何ぞやという説明が不足していましたので、それを記述することとしまして、その中で左側ですけれども、内訳の賃金や俸給という記述がございますけれども、その説明をする際に（雇用者ストックオプションを含む）ということで明記をする案といたしております。金融資産分類との関係は後ほど御説明いたします。

さらに企業年金の受給権に関する発生ベースでの記録ということも11月に御説明をいたしましたけれども、作成基準との関係について述べたいと思います。

11月の部会でも御説明したとおり、確定給付型の企業年金等につきましては、雇用者報酬の内訳であります雇主の社会負担というところに現実の掛金の支払いと、あとは現在勤務費用というものを賄うための帰属的な負担というものが記録されるということでしたけれども、それが読み込めますように、この15ページのやはり同じ「イ」のところですが、雇主により雇用者のために社会保障基金等に支払われる現実的帰属的な社会負担を含むという記述といたしております。

さらに、15～16ページにかけまして「ウ 第1次所得の配分に関する勘定」に関するパラグラフがあります。ここで財産所得の記述というのを少し変更しております。具体的に16ページの冒頭ですけれども、確定給付型の企業年金等に関する過去勤務費用という概念を前回御説明しましたけれども、この過去勤務費用というのは、年金受給権に係る投資所得という形で財産所得の内訳と言いますか、小項目として含まれるという御説明もいたしました。

これに関連して、2008SNAマニュアルをよく見ますと、財産所得というのは大きく2つあると書かれていまして、1つが金融資産の所有者がその見返りとして受け取る投資所得というものと、土地等の所有者がその見返りとして受ける賃貸料からなるとされていますので、その趣旨を踏まえまして、この作成基準の変更案の左側で投資所得という用語を明示的に用いるようにしている次第でございます。

また、同じく16ページの少し上の方の「カ 所得の使用に関する勘定」でございます。右側の現行の作成基準では、企業年金、具体的に年金基金に関する社会負担と社会給付の差額である年金準備金の変動を記録するという点が明示的には記載がされておられませんので、今回の変更を機に、左側を見ていただきますように、年金基金に係る社会負担と社会給付の差額に関する項目を記録するといった表現を付記してはいかかかと考えております。

最後に、雇用者ストックオプションや年金受給権も包含した金融資産・負債の分類の拡充、細分化ということに関しては、16ページに一番下に「イ 金融取引に関する勘定」という項がございます。そちらを御覧ください。

右側の現行の作成基準では、特に金融資産に何が含まれるかという記述は特段はしていないわけですが、今回新たな金融資産が認識されているなどの変更がございますことから、左側の一番下の2行のところで金融資産や負債には現金・預金、貸出・借入、債務証券、持分のほか雇用者ストックオプションや年金受給権、定型保証支払引当金等を含むという記述とすることといたしております。

私からの説明は以上でございます。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、御質問、コメント等ございましたらお願いいたします。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

はい、樫専門委員どうぞ。

○樫専門委員 非定型保証及び定型保証支払引当金の産出の話です。4ページの上の産出額のところで、債務の肩がわりを引くことになっています。生命保険であれば大数の法則が働いて、死亡率がそれほど動くということは考えられません。しかし、例えば住宅ローンであるとか、信用保証のようなものでは、例えば住宅の価格が非常に大きく下落するとか、あるいは景気が悪くなるというときに、債務の肩がわりが大量に発生する可能性があります。そのときは産出額がマイナスになり得るという理解をしてよろしいのですか。

○小此木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課長 分配所得課でございます。

4ページの上のところの式で産出額を推計するわけございまして、基本的には大数の法則が成り立つようなものということで、大きく見れば、個々の取引だと保証が発生する場合とそうでない場合というのがあのですけれども、全体的で見れば、ある典型的な形になるようなものということで、今回住宅ローンが該当するというので取り上げております。ただ、大数の法則が成り立つと言いましても、景気の変動によっては住宅ローンが返せなくなる人たちが増えて、債務肩がわりが増える時期があるということは多分ありまして、そのようなときには、この債務肩がわりのところが大きくなることによって産出額は減少するという流れになると認識しております。

○中村部会長代理 これは大震災のときにも、非生命保険の扱いとは違って、資本移転のようなことは考えないということですか。

○小此木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課長 大震災のときのようなことがありますと、またそこは少し別な扱いをしております。通常の非生命保険のときの取り扱いで、この間の東日本大震災のときのものにつきましては、基本的には個々の保険金を支払ったという取り扱いではなくて、非生命保険会社から、例えば個人に対して資本移転がされたという記録をされておまして、そういった扱いにするかどうかというのは多分そのときの大量発生的な災害なり、そういったものがあつたというときには今この定型保証の場合についてもそういう扱いをすることはあり得るのだとは思いますが、

通常の景気の流れみたいなところで債務肩がわりが大きく発生したときについては、そこは産出額に影響が出てくるものだと認識しております。

○中村部会長代理 はい、どうぞ。

○樫専門委員 生命保険の場合には、もともと天変地異とか戦争の場合は保証しないことになっていて、それを営業政策上保証しているわけです。大数の法則はもともと働かない部分なので、ここに入ってこないのは当然だと思います。しかし、例えば住宅ローンの焦げつきは、明らかに景気の良いときにそんなに焦げつくはずはなく、悪いときは焦げつくので、本当に大数の法則がどこまで働いているのかなと思います。例えばサブプライム問題とか、日本のバブルの崩壊のようなことが起こったときに、相当量の債務の肩がわりが発生する可能性があります。そこで産出額が非常に大きく落ちるのを、その年の経済活動の問題と考えていいのか、よくわからないのですが、どうなのでしょう。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 少し補足をさせていただきます。

今の御発言に関しまして、損害保険では対象外になっていることがあるのですが、先ほど御説明申し上げたのはどちらかというと地震保険ですとか、あとは地震特約のようなものも非生命保険となっていて、そういったものについては、平成23年の東日本大震災の際には、このような経常的な取引として保険金にその保険金の支払額が入るのではなくて、金融機関からその保険契約者に対する資本移転として記録をするようにしましたということがございます。

それとともに、保証の関係で御指摘をいただきましたが、なかなか難しい御質問かなと思います。一応、資金循環統計を御担当されている日本銀行さんとも色々相談をしまして、住宅ローンとか信用保証といったものは大数の法則は働くということで、この定型保証に位置づけようということでやっておるわけです。また、2008SNAマニュアルの中には、先ほど申し上げたような資本移転として記録する場合の条件と言いますか、要件としましてカタストロフィック・ロスと書いていまして、壊滅的な損失ということで、通常は災害のようなものを意図しているのだとは思いますが、いずれにしてもかなり大きいことが起きて、数字が動いたときにどうするのかというのは、最終的には実務的にいろいろと性差する中で判断をしていくことになるのかなと思います。基本的な記録の構造としては、本日御提案したようなやり方として、何か不測の事態が起きたときの対応というのは、実務の中で検討していくということになるのかなと考えております。

○中村部会長代理 ほかにいかがでしょうか。

では、前田委員。

○前田委員 私は事務局案で適当と考えておりますので、これで進められていけばと思っております。

また、日本銀行が今、見直しを予定している資金循環統計の内容と整合的でもありますので、統計ユーザーにとっても好ましいものと考えております。

以上です。

○中村部会長代理 よろしいでしょうか。

それでは、最初の2つの議題であります「金融機関の内訳項目の精緻化」と「金融資産分類の拡充・細分化」につきましては、事務局の説明でおおむね御異論はなかったと思いますので、事務局案につきましては、部会として了承したいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中村部会長代理 それでは、了承するという事にいたしまして、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、資料1のうち「私立学校の制度部門上の位置づけ」に関する部分でございます。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 改めまして、企画調査課長の多田でございます。よろしくをお願いいたします。

同じ資料1、横長の資料の8～9ページにおきまして、昨年10月の第13回SNA部会におきまして、委員の皆様から出されました御意見の概要を左側にかかせていただきまして、それに対する事務局としての考え方を右側に整理をさせていただいております。

まず、御意見の①でございますけれども、そもそも現行の日本のSNAで私立学校を「非市場生産者(NPISH)」に分類していることに違和感があり、SNAの国際基準における「50%基準」を踏まえれば「市場生産者」とするべきであるというものでございました。

これは、事務局案に賛成の御意見ということになりますけれども、右側では念のため、事務局としての考え方を示しております。

まず「50%基準」を踏まえれば、私立学校は授業料等で計測した売上高が複数期間継続して生産費用の70%程度となっておりますので、市場生産者、制度部門としては「非金融法人」に変更することが適切と考えておるわけですが、念のため「50%基準」に関する2008SNAマニュアルの記述をこの資料の14ページの別紙1で整理をさせていただきました。抜粋として書かせていただきましたので御覧ください。

14ページにパラグラフの22.28がございます。これは市場と非市場とを区分する概念であります「経済的に意味のある価格」について、総論的・定性的な整理が示されております。

これに対しまして、真ん中の22.29はこれを敷衍したものとなっております。具体的には、売上高か生産費用の大部分を賄い、消費者がその価格に基づき財・サービスを購入するか選択するならば、経済的に意味がある価格ということで、通常は複数期間について、売上高が生産費用の少なくとも半分以上、つまり50%以上であることが期待されるとしております。厳格な規定ではないとしつつも、通常はそうであろうという意味合い、そういう記述になっております。

一方、その下の22.30では、単位間、あるいは各国間で異なる閾値というものもあり得るとして、ケースバイケースであるということが記述されております。

以上が経済的に意味のある価格、50%基準のマニュアルにおける具体的な記述でございます。

8ページに戻っていただきまして、明朝体の部分で、私立学校が市場生産者であったとしても、SNAの意味において非営利団体ということには変わりがないという点、こちらについては後ほど補足をさせていただきます。

次に、御意見の②ですけれども、これは教育というサービスの供給主体の違い、つまり国立か私立かということによって、教育の産出額の計測のあり方が異なること、あるいは私立学校への広い意味での助成制度の変更がGDPに影響するといった点に違和感があるというものでございました。

これについての考え方としましては、右側にあるとおりですけれども、SNAの国際基準上は、市場価格があればそれで評価することが原則でございまして、それが成立していないような非市場生産者の場合には、代替的に生産費用の合計で評価するという点がまず重要と考えております。

そして、国際基準では同じような種類の財やサービスであっても、その中には市場生産であるものも非市場生産であるものも両方あり得る、そういった枠組みになっているということでございます。

助成制度の扱いによって産出額が異なるという点はそのとおりでございまして、そちらについては後ほどもう少し詳しく御説明をさせていただきます。

次に、御意見の③として「50%基準」は弾力的であるべきということで、現行の日本のSNAでは、売り上げが費用の50%を超えているにもかかわらず、地方の下水道事業は非市場生産者、一般政府にしているといった例外があるのではないかとこの点でございます。

この点を確認しまして、下水道事業につきましては、日本のSNAの中、あるいは産業連関表の中でも同様なのですけれども、さまざまな政府関係諸機関というのを同じ売上高生産費用比率という物差しではかった結果、下水道事業というのは50%を下回るということで、これを「非市場生産者（一般政府）」にしているということなので、例外というわけではないということでございます。

続きまして、9ページの御意見の④でございます。こちらは諸外国で私立学校を非金融法人にしている例は限られており、教育に関するGDPの国際比較可能性が低下するのではないかとこの点でございます。

これにつきましては、事務局としましては、SNAの国際比較可能性という場合、個々の産業単位というよりは、SNAの体系全体としての比較可能性が重要なのであって、それを確保するためにSNAの国際基準と整合的に市場か非市場かの区分を行うことが必要ではないかと考えております。

各国におきまして、市場・非市場を含む制度部門の分類について、実態に応じSNAの国際基準に照らして決定していると承知しておりまして、その結果、私立学校がNPISHである場合もあれば、限定的という御指摘ではございますけれども非金融法人企業の場合も存在

するということかと考えております。

最後に御意見の⑤ですけれども、こちらはオブザーバーの方からの御発言に関連したものでございます。日本のSNAの金融勘定の基礎統計であります資金循環統計では、私立学校の分類変更への対応は困難ということで、そうしますと、例えば純貸出／純借入という収支尻をあらわす指標について、実物面と金融面のケースの間で乖離が広がってしまうのではないかというものでした。これに関連して、委員からは、実物と金融の乖離はそもそも存在しているので、これは程度の問題ではないかという御意見も頂戴いたしました。

これにつきましては、ごく簡易的な計算になりますけれども、NPISHの実物の純貸出／純借入について、私立学校に相当すると考えられる分を控除した場合に、一方でその私立学校分を含んでいる金融面の純貸出・純借入との間で乖離がどのように変化するかということを確認してみました。

そうしたところ、NPISHから私立学校分とみなせる部分を控除した場合、実物の純貸出／純借入は若干上方にシフトしまして、結果的に金融面の純貸出／純借入との開差は拡大する場合もあれば縮小する場合もありました。そこで、純貸出／純借入の実物と金融の乖離の絶対値平均というものを過去6～7年程度でとりまして、これがどう変化したのかということを見てみますと、もともと絶対値平均で0.8兆円程度であったものが0.9兆円程度に若干拡大するという結果となりました。

いずれにしても、実物と金融の純貸出／純借入の乖離はこの件に限ったものではなくて、私立学校の位置づけいかんによって乖離が何か大幅に悪化するということではないかなと考えている次第でございます。

続いて10ページでは、私立学校に対する助成のSNA上の取り扱いについて考え方を整理しております。

1番目のオレンジの行が現行、つまり私立学校が非市場生産者の場合の扱い、以下の緑の3つの行が私立学校を市場生産者にした場合に考え得る助成の位置づけを整理をしたものでございます。

まず、現行ですけれども、これは、政府から私立学校の属するNPISHという部門への経常移転として整理はされております。経常移転のSNA上の定義は2列目にあるとおりですけれども、SNAマニュアルにはそのものずばりのNPISHへの経常移転という項目がございまして、私立学校がNPISHであるという現状に鑑みれば、この助成が経常移転であるという扱いはSNAの国際基準と整合的なものとなっているということでございます。

次に、私立学校を市場生産者にした場合の助成の扱いの1番目として、現在と同様にやはり経常移転とすることがよいかどうかという点でございます。今度は、私立学校はNPISHではなくなって、制度部門としては民間非金融法人企業ということになりますので、そうしますと、経常移転がピンポイントで当てはまるかどうかと言われますと、これは少し違うのかなと考えております。

2番目が助成をSNAでいうところの補助金と位置づける考え方です。SNAの補助金の定義

は2列目にありますとおり、政府から市場生産者に対して、その財貨・サービスの供給の費用を賄い、その水準や価額に影響を与えることを企図したものとなっております。

ここで、16ページの別紙3を少し御覧いただければと思いますけれども、これはいわゆる私学助成というものを規定しました私立学校振興助成法の抜粋等を掲載しております。第4条のところにありますとおり「経常的経費の2分の1以内を補助することができる」という条文となっております。また、条文ではないのですが、施行令のレベルにいきますと、一つの形態としまして、その助成の金額の積算ですけれども、教職員の給与費の2分の1以内ということが示されております。いわゆる私学助成というのは私立学校を市場生産者と位置づけるのであれば、SNA上の補助金と扱うのが定義的には合致していると言えると考えております。

10ページにもう一度お戻りいただきまして、市場生産者とした場合の3番目の助成の考え方というのが、現物社会給付等と位置づけるというものでございます。SNAの国際基準上の定義としては、現物社会給付等というのは、政府が、家計に無料ないし経済的に意味のない価格で提供するために、市場生産者から購入する財貨・サービスというものであります。

現行の日本のSNAでは、社会保障制度の医療や介護におけます保険給付分、つまり医療でありましたら、基本的には医療費の7割分、介護でありましたら介護費の9割分といったものが位置づけられているわけでございます。これにつきましては、先ほど述べました私学助成の制度に鑑みますと、少し定義的には違ってくるのかなと考えております。いわゆる私学助成は、あくまで機関に対する補助なのですけれども、一方で個人への給付ではありませんので、現物社会給付等よりは補助金とした方が定義上は合致するというところでございます。

11ページには、助成の扱いによって産出額ないしGDPがどのように変わるのかという点を整理しております。左上が現行でございますけれども、既に御説明しておりますとおり、現行では私立学校は非市場生産者ですので、産出額はかかった費用の合計で計測がなされます。その産出されたサービスを誰かが需要しているわけですけれども、授業料等の部分は生産者から見れば商品・非商品販売、消費者から見れば、家計最終消費支出となります。

そして、生産費用ではかかった産出額のうち授業料等で賄えない部分というのはNPISHがみずから最終消費しているということになりまして、この両者が支出側のGDPの構成要素となっているわけでございます。

次に、市場生産者にした場合ですけれども、①の経常移転と②の補助金は基本的に同じですので左下の②を御覧いただければと思います。この場合、産出額は生産費用ではなくて「授業料等」という売上ベースで計測されます。この産出額は、家計が最終消費支出という形で需要するというところでございます。ここで赤い点線の部分ですけれども、生産費用の合計と売上の差額ですので、概念的には政府からの助成と各部門からの寄附金といったものが相当するわけですけれども、この部分は補助金や経常移転という形で記録されま

すので、GDPあるいは産出額というものは現行の場合に比べてこの高さだけ低くなるということでございます。

そして、助成を仮に現物社会給付等と考えた場合が右下の③のパネルになります。授業料等の扱いは②とは変わりませんが、この場合は政府からの助成分が売り上げベースの産出額に含まれることとなって、この部分は政府が最終消費支出した形になり、GDPの構成要素になります。なお、現行の場合と比べると、点線で囲った生産費用との差額なので、寄附金相当分ということになりますけれども、その分だけが小さくなるということでございます。

ここで助成の水準が時系列的に変更された場合に、確かに②の記録方法だとGDPに影響がある一方で、③の方では基本的には変化がないということなのではございますけれども、私学助成という制度がSNAマニュアル上何に相当するかと言いますと、先ほども申し上げましたように、あくまで補助金と考える方が適切ということでございます。

また、私学助成という制度は相対的には安定的なものだと考えられますが、より政策的に敏感に実際に動いているのは、いわゆる高校無償化と呼ばれる制度かと思われまして、この扱いにつきましては工夫の余地があると考えておりまして、このセッションの最後に御説明をさせていただきます。

12ページ、13ページには以上の御説明を要約する形で、事務局案の考え方のポイントを示しております。これまでの御説明と重複が幾つかございますけれども、御容赦いただければと存じます。

まず、最初の◆ですが、SNAの国際基準、これは93SNAも2008SNAもそうですけれども、産出額は市場価格で評価することが大原則であります。その中で、市場価格が成立していない非市場生産者は、あくまで代替的に生産費用の合計により評価するということであり、市場か非市場かについて明確な形で切り分けを行うことが大事だということでございます。その市場、非市場の切り分けについては、2008SNAという国際基準では、売上高の生産費用に対する比率で見て、安定的に50%を超えているかどうかというものを定量的な基準として推奨しております。これは冒頭申し上げた点です。

日本の私立学校はこの物差しで見まして、安定的に70%程度となっておりますので、この基準に照らすと市場生産者ということが適当ということになります。各国の私立学校の位置づけは、この基準とおおむね整合的なものとなっております。下に記した3カ国、これは第13回の部会で御紹介した国の例ですけれども、説明は割愛をさせていただきます。

13ページに移っていただきまして、「後ほど補足します」と冒頭に申し上げましたが、SNA上、市場か非市場かということと営利性があるかないかという判断とは別のものであるという点でございます。この点を15ページの別紙2で御確認させていただきたいと思っております。

まず、SNAマニュアル上は営利性がない非営利団体、NPIと呼ばれてはいますが、これは簡単に言いますと利益配分が認められていない機関ということになります。それが大

きな傘となって、その際に供給する財貨・サービスの価格が、経済的に意味があれば左の列、市場生産者、意味がなければ右の列、非市場生産者ということになります。

これらはさらに政府支配があるかどうかで、公的か民間かに分けられますけれども、ここでは上の行、つまり政府支配がない民間の場合に絞らせていただきます。この中で右側、非市場の場合は、制度部門としてはNPISHということになりまして、現行の日本のSNAでは労働組合などと並んで私立学校が個々に位置づけられているということでございます。今回の事務局案は50%基準を踏まえて、これを左側の市場生産者に移してはどうかというものですけれども、この市場性のある民間のNPIというのは、制度部門としては基本的には非金融法人企業ということになります。現行の日本のSNAでは、ここに対企業非営利団体、すなわち経団連のような経済団体ですとか、あるいは医療法人などというものが位置づけられているわけでございます。

ここで脚注の※の明朝体部分を御覧ください。ここには2008SNAマニュアルにおきます市場性のあるNPIのうち、対企業NPI以外に関する記述の抜粋でございます。ここにありますとおり、学校、大学といったものは病院などと並びまして、生産費用に対して十分高い料金を徴収する場合は市場生産者であるとしております。つまり2008SNAマニュアル上も学校は市場NPIであり得るということが明確に意識されているということが確認できます。

13ページに戻らせていただきまして、2つ目の◆ですけれども、私立学校についての市場か非市場かの判断というのは、私立学校法人全体で行うということを想定しております。

これはSNAの部門分類に際しましては、貸借対照表に至るまで一連の勘定が利用可能であるということが一つの重要な要件なのですけれども、基礎データ上、この大学とか高校といった教育段階別ではなく、法人というレベルで利用が可能となっております。つまり大学法人の下に高校がぶら下がっていたり、高校法人の下に中学がぶら下がっていたりという状況が多く見られますので、教育段階別に分類することは難しいというのが現状でございます。

3つ目の◆ですけれども、これが助成に関する考え方です。既に述べましたとおり、私立学校を市場生産者とする場合には、いわゆる私学助成につきましては、その制度の性質に鑑みれば、SNAマニュアルの定義上、補助金と考えることが適当であるということを記しております。

一方で、政府から私立学校に渡る資金の中でも、高等学校等就学支援金、これは「高校無償化」と呼ばれていたものですが、こうした支援金につきましては、私学助成とは異なる扱いとして、授業料等という売上ベースで計測される産出額に含めることができるのではないかと考えております。この点を最後に御説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。こちらには、現在の高等学校等就学支援金制度について、簡単に概略を記してございます。これは、国公立私立問わず全ての高校等の授業料の支援として、市町村民税所得割が一定未満の世帯に、就学のための支援金を支給するという制度でございまして、制度の考え方としては個人給付ということになるかと思っております。

実際のお金の流れといえますか、やりとりとしましては、学校設置者、つまり私立学校の場合は学校法人となりますけれども、こちらが生徒にかわって政府から支援金を受領して、就学支援金と授業料を相殺した形で政府から授業料が納付される、そういう形になっていると理解をしております。

18ページですけれども、こちらの上の段ですけれども、この制度について私立学校分というのが現行の日本のSNAでどのように記録されているのかということを示しております。左側にありますとおり、就学支援金というのは政府から学校設置者、現行はNPISHになりますけれども、NPISHに対する経常移転という形で支払われて、生徒が属しています家計と学校が属しているNPISHとの間では、授業料から就学支援金分を控除した形でサービスの販売と購入がなされている形となっています。

右側は、サービスの供給と需要という形で図式化したものですけれども、左側の長方形はサービスの産出額ということで、現行は費用の積み上げで図られております。右側では、その一部が「授業料等」という形で家計最終消費されているわけですけれども、ここには現行は支援金分は含まれていないという形になっております。

また、他方産出額と家計消費の差額がNPISHの最終消費支出になるわけですけれども、そこに就学支援金分が反映されているという形になるかと考えております。

次に、同じページの下段ですけれども、私立学校を市場生産者とした場合に、どのような記録が考えられるかということを示しております。

まず、政府から支払われる就学支援金というのは、ここで言いますと今度は非金融法人ということになりますけれども、学校設置者ではなくて、生徒が属する家計部門に対する経常移転として、家計と非金融法人の間、つまり生徒と学校の間では就学支援金分も含む授業料等という形で産出と消費が記録されるという扱いにはいかがかと考えております。

右側のパネルで見てくださいと、サービスの産出額は授業料等のベースになるわけですけれども、そこに就学支援金分が含まれていまして、授与側ではその全体を家計が最終消費支出しているという姿でございます。このような扱いにすることで、高等学校等就学支援金のような制度について大きな制度変更があり、仮に支援金が倍増されたり、ゼロになったりということがあっても、他の条件を一定とすれば、それ自体は産出額ないしGDPには影響しなくなるということになるかと考えております。

以上、事務局案のポイントを説明させていただきました。市場、非市場という区分について、国際基準であります2008SNAとの整合性をできるだけ図るという観点を重視する中で、本部会におけます委員の先生方からのコメント、とりわけ統計利用上の観点にも配慮をいたしまして、就学支援金のような制度についてGDPの時系列の動きに影響が少なくなるような取り扱いも検討させていただいた次第でございます。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

それでは、委員の方々から多くの意見が出ると予想しておりますけれども、13回部会で述べられた意見も含めていただいて結構ですので、よろしくお願いたします。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 これは、初めに10月1日の当部会で審議されたということで、私はその日は欠席となって、意見を事務局から読み上げていただいたということでもあります。それもきっかけとなって議論が結構いろいろ出たということでもあります。本日もいろいろ御説明いただきまして、理解するところもあるわけでありましてけれども、改めて私の考えを直接述べさせていただきたいと思っております。

本日も御説明いただいたわけでありましてけれども、私としては基本的な考え方は変えておりません。どういうことかと言いますと、やはり国公立学校と私立学校において提供されるサービスが共通な部分が多いのではないかと、このように思っておりますので、我が国においては国公立が費用を積み上げ、私立が授業料といった形で産出額、あるいは付加価値の計測方法が異なることに引き続き違和感を持っているということでもあります。

これについて、もう少しかみ砕いて説明させていただきたいと思っておりますけれども、我が国の場合、国公立と私立の教育サービスに対する捉え方なのですが、文科省が小学校、中学校、高校ごとに学習指導要領によって全国どの地域でも一定の水準の教育を受けられるよう各学校で教育課程を編成する際の基準を定めているということがあります。確かに、私立学校における教育理念、特色があるとは思いますが、基本的なサービスは共通なものがあると言えると思っております。

また、大学につきましても、先ほど16ページのところでまた法律で出てきたのですが、「学校教育における私立学校の果たす重要な役割に鑑み」と書いてありますが、まさに教育サービスの中において、質・量両面にわたり重要な役割を果たしていると思っております。大学受験生も受験先を選択する際に、国公立と私立大学とで当然違う部分はありますけれども、大学がかけるコストに見合ったものと大きく異なる水準のサービスが提供されているとはみなしていないと思っております。

このように教育サービスに対する捉え方を前提とした場合に、両者の間でGDPの計測方法を異なるものに変更するのは、やはり我が国の場合は適切ではないというのが私の意見であります。

片一方は費用積み上げで、片一方は授業料ということで、補助金等々を含めないということなのですが、この点はわかりやすく言いますと、統計委員会の西村委員長は東大の先生でありますけれども、そういった国公立の先生の給与はそのまま付加価値にカウントされる。一方、中村先生を含めて私大の先生の給料は直接付加価値にはカウントされないということになるわけでありまして。結構、日本の場合、国公立と私立を行ったり来たりする先生もおりますので、なぜその2つによってそういう違いが生じるのだろうかということに違和感があるということでございます。

なお、先ほど多田課長からも御説明がありましたけれども、助成制度の変更に伴って、

計算方法によってはGDP等が大きく変化してしまうことの問題に対して一定の対応をしようという御説明があったかと思えます。これは、就学支援金等を家計への経常移転と捉えて授業料にするということでもあります。

この方法は、サービスの質の変化を伴わない政策変更がGDPの振れを生じさせないという点において一定の改善に資するもの、御努力されたものかと評価しております。ただ、もともとの考え方を現行と変えなければこのような面倒な対応も必要ないのではないかと考えているということでもあります。

最後に一言つけ加えさせていただきますと、私の理解ではSNAマニュアルは非常に重要なことではありまして、よって立つ基準でありますけれども、各国の事情に応じて柔軟な対応も認められていると理解しております。私自身、日本銀行の調査統計局長ということで、統計ユーザーでもあるのですけれども、統計作成にもかかわっておりますが、概して統計作成者というのは一つのルール、マニュアルにこだわりが強過ぎると、私どもはよく起きることなのですけれども、一種、木を見て森を見ず的な考え方に捉われがちであると思っております。我々もそうならないよう心がけておりますけれども、今回の私立学校の分類変更といった対応は、そういったふうにも受けとめられかねないのではないかと感じているところであります。

先ほどの14ページのマニュアルを見ても、書き方としては、英語を見ていないのでわかりませんが、生産費用の少なくとも半分となることが期待されるということで、これについては必要条件であって、これだから必ずやらなければいけないということではなくて、これをクリアして、後はいろいろな各国の事情を考えるべきではないかと私には読めるということでございます。

私からは以上です。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

ほかの先生方はいかがでしょうか。

樫専門委員、どうぞ。

○樫専門委員 私は、今日の御説明も伺って、マニュアルに非常に忠実に従えば、こういう扱いになるということはよく理解をいたしました。けれども、普通の人にこういう扱いになるのはなぜかという理由を説明しようとする、なかなか難しいのではないかと思います。マニュアルに書いてあるからこういうふうになりますということしかいえません。マニュアルはなぜそういうふうになっているのかということの説明しようとする、私自身はうまく説明ができそうにありません。

マニュアルの中に、これは私の記憶なので、間違っているかもしれませんが、同じような財が政府と民間企業で供給されているときに、なぜ違う積み上げ型と市場の価格で評価するのかというところがたしかあったはずで、そこの中には、質が違うというふうにしたしか書いてあったと思います。けれども、前田委員が縷々おっしゃったように、私立大学と国立大学で教育の質が違うんだという説明は非常に難しいのではないかと。片方は、

大学卒業だという点において両方とも同じ資格だと多くの人が理解しているわけで、それは経済的に違うものだという説明は難しいのではないかと思います。

それから、資料の14ページ目のところのマニュアルの文章です。私の読み方が悪いのかもしれませんが、価格に応じて生産者は供給を決め、消費者は請求された価格に基づいて需要を決め、価格が需要を調整していると考えているように読めます。しかし、多くの私立学校、高校、大学で入学試験があるわけで、値段を見て私立学校教育を需要している人は、実は定員よりもかなり多い。かなりの人が試験で振り落とされているので、これをもし価格で調整しようとする、恐らくもっと高い授業料になっているはず。そういうことをしないのはなぜかという、社会的に価格で調整をして、高い授業料が払える人だけが入学できるというのは好ましくないと考えているからでしょう。価格を引き下げてやっているのでは経営がうまくいかないから補助金が出ていると理解できるのではないかと思います。

先ほどから、これは補助金だということだったのですが、価格で需給が調整されて、豊かな人だけが高度な教育を受けられるというのは望ましくない、と国が考え財政的な負担をしていると考えることもできるのではないかと。

最後に、先ほどの高校の助成・補助金のところ。工夫されて、なるほどと思うのですが、一方、一応家計に払ったことになっているというのは制度上の建前で、実際にやっていることは、補助金で資金を渡すというのと余り変わらないのではないかと。経済的に非常に違うのだという説明をしようとする、これまた舌をかんでしまいそうな話です。むしろSNAでは、経済的な効果が同じであれば、擬制をしてでも同じような取り扱いをするということをやっているわけです。事務局の案は、マニュアルどおりだということはよくわかりますが、そういうふうに縷々考えてくると、マニュアルに従うべきか、それとも、一般に理解されやすいようにするべきかという選択がありうるのではないかと。私は、マニュアルに書いてあるからということだけで普通の人に理解してもらうというのは、少し難しいのではないかと懸念を持っております。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

後藤先生、どうぞ。

○後藤専門委員 難しい論点だとは思いますが、主としてユーザーの立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、私の基本的なスタンスですが、第13回でも申し上げましたとおり、本件は判断の白黒を明確にはつけにくく、総合的な判断をすべき、いわゆる境界領域のような位置づけだと受けとめております。ただ、議論も大詰めに差しかかっている中で、そうばかり申し上げていても曖昧なので、論点の提示が主眼ではありますが、どちらかといえばサポートする側として意見を申し上げたいと思います。

それは基本的に、SNAの国際基準の原理、原則を重視するというに、それなりにユーザーとしての意義を感じるからであります。今回、論点になっている市場価格での評価可

能性というのは、SNAが目指しつつある体系の中でも非常に重要な方向性の一つだと思います。確かに現実には国際基準どおり全てやればよいというものではなく、各国基準との間に乖離が往々にして生じ得ると思います。実際、我々ユーザーの側からも、そうしゃくし定規に国際基準にばかりしないでくれというニーズがあるのは事実ですが、その一方で、余り各国基準に沿って例外を設け過ぎると、今度はそもそも国際基準が何を目指していたのかという本筋が見えにくくなってしまって、逆にユーザーとして混乱などを生じる部分があるかと思っております。

その意味で、今回、論点になっている市場性、あるいは市場価格という座標軸は、体系全体の中でも重要な視点だと思いますので、そこにはなるべく例外を少なくすることの意義は小さくないと思っております。

前田委員をはじめとする皆様の貴重な論点整理で幾つかポイントが上がったかと思いますが、それらも、結論といたしましては許容範囲ではないかと考えております。

まず1つ、大きな論点となっております、国立と私立で教育の産出額が異なる、あるいは私立学校への助成の変更でGDPが変化するという点についてです。確かに私も、周りの個別の学校を思い浮かべると、ご指摘の違和感を共有する部分もあります。しかし、私立学校全体、公立学校全体というように大きなグループとして考えた場合には、もしかしたら傾向の違いがあるのかもしれませんが。そのあたりは努めて価値判断の入る部分でもあろうかと思えます。したがって、ここは経済活動の把握のための基準に立ち返って、SNA体系の枠組み全体において、経済活動としてどう位置づけて捉えるのかというある種の決め事、ルールと考えてよろしいのではないかと考えます。

まずこれが1つです。

2点目は、もしかしたら論点として優先順位は低くなってきているのかもしれませんが、諸外国との国際比較性が下がるのではないかとこの点です。すなわち、非市場に位置づけている国が相対的に少ない中で、我が国が市場性に位置づけると比較性が下がるのではないかとこのご指摘についてです。これにつきましても、個別の財・サービスや産業の国際比較をする際に、SNA統計だけでやるということは恐らくまずなくて、特に教育サービスというかなり限定された分野に関しては、業界の統計など立ち入ったデータを使って比較するのが一般的だと思います。もちろん、SNA統計だけでいろいろな財・サービスの国際比較ができるようになれば、ありがたいことではございますけれども、現実にはなかなか道のりが遠いと思います。こうした現状では、むしろ、SNA体系全体の整合性を重視する方に判断の重きを置いておもしろいと思えます。

3点目は、特に市場関係者として注目される場所ですが、本論点の扱いによってGDPの0.4%近くの大きさになるという影響の大きさについてです。確かに決して小さい数字ではありませんが、過去の基準改定の経験を振り返りますと、ことさら許容しがたい格差という大きさでもないと思えます。特に市場関係者が重視する変化率という観点からすれば、過去にさかのぼってある程度の遡及改定をしていただければ、ほとんど影響はな

いだろうと思います。確かにレベルが変わるということ自体に対して、一時点のサブライズはあるかもしれませんが、変化率という点においてはあまり影響はないと思います。

最終的には委員の先生、あるいは座長代理の中村先生の御判断でありますけれども、必ずしもカバーされていなかった論点、意見につきまして、専門委員として申し上げておきたいと思います。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

宇南山先生。

○宇南山審議協力者 私は全体を通して考えますと、どちらかというとなら事務局案に賛成の方でありまして、1つは、今、後藤専門委員からありましたように、国際比較の可能性から言えば、マニュアルを守るのはいいことだろうということで、やはり1つの問題は、国公立と私立の扱いに差が出るというところが問題にはなると思うのですが、私の考えるところだと、私立学校と言ってもいろいろあるのですが、少なくとも大学に限って言えば、国公立大学で50%ルールがクリアできないのは、国立大学は今となっては、もはや安いからという問題よりは、むしろ研究活動というもののウェイトが非常に大きくて、研究活動に従事している部分の大きいと授業料の比率が低くなってしまおうという状態で、恐らく国公立大学は50%ルールがクリアできていないのだろうと考えられます。

今後、大学における研究活動というのは、恐らく研究開発という部分で捉えられてくるのだと思うわけですが、その意味では国立大学の非常に大きい、授業料で賄えていない部分というの、もしかすると非常に大きい研究開発によるアウトプット、これは産業としての教育として見ると副産物に近いものになるのかもしれませんが、今、政府が投入しているお金、授業料で賄えていないから投入している部分というのが、もしかすると研究開発のアウトプットで説明できるのかもしれない。

もしそうだとすると、むしろ論点としては、現状、足りていない部分を全てNPISHの最終消費支出としているけれども、もしかしたらその一部はNPISHの資本形成として計上していく方が自然なのではないか。逆に、これを全て最終消費支出にしまうと、した上で副産物として研究開発を計上すると、ダブルカウントになる可能性もあるかもしれないなどという危惧はあるのですが、少なくとも今回の私立学校の取り扱いという論点だけに限って言えば、国立大学と私立大学で扱いが違います。それはなぜですかというとなら研究活動のウェイトの違いだというふうには説明がつくのではないかと考えていて、また、大学以外、もちろん私立学校があるわけですが、初等中等教育であれば、やはり私立学校と公立学校というのは一定の役割の違いというのはあるのではないかと考えるので、小・中学校であれば、私立と国立に扱いの違いがあっても許容の範囲かな。限界的なのは、高校というのは微妙なところではありますが、高校だけ、大学だけという切り分けが難しいということが御説明にあったと思いますので、それも考慮すれば、全体として国立、私立を分けること自体には、一体の役割の違いがあるので、違和感がないという説明は可能なのではないかなと、そのように考えます。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

私からも3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、市場生産者、非金融法人企業でありますけれども、市場生産者としての学校は、SNAには繰り返し記述があります。この場合、料金が授業料ですけれども、主として生産コストによって決められており、需要に影響を与えると。授業料の水準が需要に影響を与えるということは要件になっておりますけれども、ただ、需要と供給の関係で授業料が決まると、そういうことは求めていないであろう。ある程度高く、それが需要に明らかに影響を及ぼしているということであれば、これは市場生産者とするということなんですね。

したがって、助成を前提としながらも、採算がとれるような授業料を設定する私立学校、一方で、国公立の場合は、授業料は一律に予算によって決められていて、自由度がない。そういう2つの学校の間では、当然ビヘービアは異なりますので、これは区別されてしかるべきであると考えます。

私立学校の場合、NPIですので、個人、企業、政府から寄附を受け取ることがあるわけですね。その寄附を積み立てておいて、その財産から得られる財産所得によって、それを活用することによって、平均費用を下回るような授業料で運営すると。そういうようなこともあり得るわけですが、SNAでは、こういうような運営を行う学校、これは非常に高い質のサービスを広く供給するために、その財産所得などを活用しているのであって、その財産所得は活用するけれども、授業料が基本的には生産コストによって決められていて、需要に影響を及ぼすということであれば、これは市場生産者にしなければならないと書いてあるんですね。マスト・ビー・トリティッド・アズ・マーケット・プロデューサーというふうに書いてあるというようなこともあります。

これが第1点であります。

2番目は、50%ルール、これは必ず守らなければならないというものでは確かにはないと思いますけれども、日本の私立学校の場合の70%というのは、50%と比べると明らかに高いということだと思います。一時的に50%を上回ることがあるということではなくて、一貫して50%を大きく上回っておりますので、私立学校をノンマーケットプロデューサーとするのであれば、何か極めて特別な理由がそこにはなければならないと思います。

その特別な理由というのが、公立と私立では算出の計算方法が異なるということなわけですが、でも、これも考え方によっては、見かけ上違うということでありまして、今日の資料、8ページと12ページにSNAでは市場価格で評価することが原則であると2回書かれているので、この場合の市場価格というのは、恐らく生産者価格のことだと思いますけれども、補助金とか間接税がかかわる部門については、これらによって生産者価格の算出は非常に大きく影響されます。これは、学校教育に限ったことではないわけでありまして、ただ、一方で、SNAでは一番重視するのは基本価格でありまして、したがって、生産者価格から、生産物に係る間接税を差し引いて、補助金は戻して加えると。そういったベースの価格であるわけだと私は考えています。

日本のSNAの現状を言えば、厳密に基本価格の概念で計数を提示するということは今のところ無理なわけであります。ただ、基本価格になるべく近いような概念で国公立と私立学校の算出を比較するというのであれば、これは私立学校の、学校教育は消費税その他間接税はかかっておりませんから、補助金を戻せば、それで基本的に基本価格になるということです。国公立と私立を比べる場合には、私立の側には補助金を含めたものを算出と考えるというのが基本価格に近い考えでありますので、そういったことに理解が得られるのであれば、そういうふうに考えるということによろしいのではないかと考えています。

したがって、私としては事務局案を支持したいと思っておりますけれども、私は部会長代理で、部会長ではないので、率直に意見を申し述べさせていただきましたけれども、ですから、部会長代理なので、部会長に御一任くださいということは申しませんので、さらに御意見があれば承りたいと思います。

○樫専門委員 前々回の研究開発のところで私は欠席していたこともあり、今、宇南山先生の御説明を伺っていて確認したいのですが、私の理解が間違っているかもしれないのですけれども、研究開発のところも、今後は国公立大学と私立大学で違う扱いになるということではないのですか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 違う扱いというよりは、R&Dは私立大学であっても、国公立大学であってもやっていると思いますけれども、いずれにつきましても、R&DにかかったコストでR&Dの価値を計測するということは変わりません。かつ、今のところ、産業としては教育という産業が副次的な生産物としてR&Dというサービスを生んでいるという扱いにする予定という点も変わりません。それ自体は同じだということです。

○樫専門委員 R&Dの産出は、私立でも国公立でも補助金も含めてコストの積み上げで計算されるという理解でよろしいですか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 R&Dについてコストの積み上げで計算すること、これは間違いありませんが、補助金とおっしゃるのは、済みません。

○樫専門委員 私立大学の研究にも補助金が投入されているが、R&Dの産出は国立大学と同じようにコストの積み上げでできているから、私立大学でも補助金の部分も全部入っているという理解なのですか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 コストの積み上げの計算式としては、あくまで人件費と物件費と減価償却費を足して、あとは租税公課のようなものがあれば足しますし、補助金があれば引くということになりますけれども、場合によりますけれども、例えば、政府から交付されているような研究開発の助成金のようなものについては、例えば資本移転という形で、受け取った側が投資活動に使うという意味合いで、国立にしる、私立にしる、資本移転として扱うということも考えられるのではないかなど考えています。いずれにしても同じ扱いにはなろうかと思っておりますけれども。

○樫専門委員 研究開発について、私立を国公立との扱いが同じだということであれば、質問は私の誤解だったようです。失礼しました。

後藤専門委員から遡及の話が出たので、次回出席できないかもしれないので、ついですので一言申し上げておきたいと思います。現在の体制では、非常に長期にわたって遡及推計を行なうのは、労力的にも費用的にも難しいということは重々理解しています。しかしユーザーの側からは、遡及期間の長さは非常に重要で、特に日本の場合にはバブル崩壊した後のデータしかないので、分析の際に6は非常に困ります。何とかできるだけ長期間の遡及を推計していただきたい。現実には難しいことはよく理解しておりますが、そういう声があったということは是非公の記録として残しておいていただきたいと思い、一言申し上げました。

○前田委員 いろいろ御意見を伺ったのですけれども、私自身は余り考えは変わらないのですが、幾つか委員の方々の意見についてコメント申し上げますと、GDPが0.4しか変わらないじゃないかという後藤専門委員の意見がございましたけれども、今、日本経済はほとんど0.4~0.5が実力と言われているときに、0.4でも十分大きいと、このように私は思います。

それから、宇南山先生がおっしゃった研究の話も影響はすると思いますけれども、もともと国公立は5割以下だからとかではなくて、違う理由で違う扱いであるというふうに理解しておりますし、私立を見ても、50は超えているけれども、7割ということでありますから、当然国公立も授業料では賄えないいろいろな人件費、研究以外の人件費があるのだらうと、このように思っています。それは私の意見であります。

1点質問ですけれども、中村部会長代理がおっしゃった、基本価格でいけば変わらないからいいのではないかみたいなお話だと、そこがうまくわからなかったので、御説明いただけますか。

○中村部会長代理 生産物に間接税が非常に重くかかっているとか、非常に大きな補助金が出ているという場合に、そういった制度上の要因が市場価格には影響を与えているので、そういったものがなければどうなるか。つまり、生産者が実際に受け取る価値というのは幾らかというのが基本価格の概念なんですけれども、それを生産者価格から導く場合には、生産者価格からかかっている間接税を差し引いて、補助金は埋め戻すということにするわけですから、国公立のアウトプットと私立のアウトプットを教育のアウトプットを比べると、基本価格で比べるとすれば、補助金の分が下がっているということになりますということです。ただ、現状の日本のSNAでは、基本価格で全体を表象するというのはまだ無理なんですね。そういう問題があります。

○前田委員 これが将来、基本価格に変われば変わらないじゃないかと、こういう話であって、別に2008年SNAではやはり変わるということですね。基本価格では考えないので。

○中村部会長代理 いや、2008年SNAでも、基本価格というのを一番重視しているわけですね。ただ、日本の現状ではそれができませんので。

○前田委員 できないですよ。日本ではできないということですね。

○中村部会長代理 だから、08SNAに変わっても、それはできていない。まだできないということですが、

○前田委員 概念上であれば、基本価格で考えれば変わらないんですけども、日本の2008年SNAではそれは対応はできないということでもありますね。わかりました。

○後藤専門委員 GDP0.4%の大きさの評価について、論点を提起した立場として、一応リプライさせていただきたいと思います。関連して3点ほど申し上げたいと思います。

もちろん、0.4%という金額が大きい小さいかと言えば、小さいということはありません。こうした表象の仕方による金額の変化はなるべく小さくあってほしいというのは、私自身、ユーザーとして強く思うところでもあります。ただ、それが何か間違った考え方に基づいて出てくるものではなく、一定の国際基準に基づいて計算した結果、従来より0.4%小さくなるというのは、統計の本来の意義に鑑みてそれなりに筋の通ったものであると思います。

2点目はやや先ほどの繰り返しでもあるのですが、特に市場関係者が重視する変化率という観点で言えば、この0.4%に相当する部分がさらにどう変化するかというのが新たな基準導入による攪乱要素ということになりますので、影響は小さいと言ってよろしいかと思います。

3点目ですが、さはさりながら、水準自体が重要な視点になり得るケースもいろいろあるかと思いますが。特に、昨今のようにGDPギャップが水面上に出るか出ないかとかいうデリケートな局面において、確かに0.4%というのは決して小さい水準ではないと思います。ただ、そこは、今回の基準変更によってどれぐらいの影響があるのかをユーザーが適宜判定する、すなわち旧基準ではこう、新規基準ではこうというような判定をして、新たに出てくる数字をうのみにするのではなく、従来との整合性を考慮した丁寧な扱いをすれば、過渡期においてはクリアできると思います。

○樫専門委員 私はこの問題を、国際基準があるのだから、それに従うべきと考えるのか、それとも、経済的な意味を考えて補助金も含めるべきなのかという、考え方の違いに原因があると理解しております。国際的なマニュアルで事務局の提案のとおりを書いてあるというのは、よく理解しております。しかし最初にも申し上げましたように、これは国際的なマニュアルに従ってやっているからこうなるのです、という説明だけで、皆さんになるほどと言っただけかどうかと、私は強く懸念しております。

この国際基準を作るときには、当然日本の代表も入って合意をしているはずですが。知らないところでできた基準ではないはずなので、この基準が正しいのだということを説明できないといけないのですが、ではなぜ50%かとか、なぜそういうふうになるのかというのを、少なくとも私はうまく説明ができません。各国がその状況に応じて多少調整する余地があるというふうに書いてあるのであれば、それもマニュアルに書いてあることだから、それを使って少し違う扱いをするという方が説明がしやすいのではないかと思います。

経済的な意味というのは、教育の価値をどう考えるかということで、一方はコストの積

み上げでできていて、もう片方は授業料分だけが経済的な価値だというふうに考えるというところが、どう考えても自分としてはうまく説明ができません。そこがうまく説明できるかどうかというところが、この議論のポイントではないかと思います。

○中村部会長代理 授業料が経済的価値であるという、その点はどうなのでしょう。必ずしもそうではないと思うんですね。要するに、授業料が政策的配慮によって下げられた、市場価格が下げられていると。その分だけ算出が見かけ上小さくなっているということであって、何も授業料が大学が提供しているサービスの価値であるという必要はどこにもないように思います。

○樫専門委員 GDPを計算するとき、通常は市場価格からコストを引いて付加価値だとし算出と考えていると理解しています。私立学校の授業料を市場価格として算出を計算するのは、市場の需給で授業料が私立学校の教育の経済的な価値となっていると考えるからと私は理解しています。そこが違うというのであれば、そもそも授業料を使ってGDPを計算するというこの意味がうまく説明できません。

○宇南山審議協力者 授業料が価値かどうかというところは、さらにもっと大きいほかのSNA体系とのバランスで、ほかにも価格が価値をあらわしていないのではないかというものを惹起してしまうので、私は、とりあえずの約束としては授業料でいいのかなと思っているのですが。

1点確認したいのですが、先ほど、研究開発をコスト積み上げでやるという話があったのですが、もしも、どのように大学の活動のうち、研究開発の分というのを算出するかにすごく大きく依存すると思うのですが、仮に非常に広めに研究活動のコストを捉えた場合、授業料+研究開発の合計が生産費用合計を上回るという可能性はあるのではないかと思います。もしも研究開発の合計+授業料が生産費用の合計を上回っていれば、私立と国立の扱いが実質的に差がなくなる。つまり、NPISHの最終消費支出としての教育分というのはなくなるのではないかと思います。この理解は正しいでしょうか。研究開発というのはどれぐらいの範囲になるか、もし推計があれば教えていただきたい。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 まず、研究開発の範囲でございませけれども、基本的には基礎研究、応用研究、そういったものを含む概念でございまして、総務省の科学技術研究調査というところで把握されている内部主要研究費というものがそれに最も近い概念ということになります。なので、範囲という意味ではその範囲になります。

先ほどの御質問を含めて、授業料+R&Dの産出額と生産費用との大小関係という御質問かと思ひますけれども、厳密な計算というのは、今申し上げるものがないのですけれども、確認をしたところでは、私立学校について申し上げますと、要は、生産費用というのがあって、授業料が大体7割ぐらいということ。これは縷々御説明しているとおりなのですけれども、その生産費用の中には、当然人件費、物件費とあって、人件費の中には、研究に従事している部分も含まれているわけですが、授業料にコストで計測したR&Dを加算し

た場合、もちろん7割よりはもう少し大きくなるわけですがけれども、生産費用を超えるかどうかと言われると、実は超えるほどではないのではないかなど、今のところは見ています。

○宇南山審議協力者 ありがとうございます。

○前田委員 すみません、今さら1点御質問だけですが、7割という数字、これはどこかで御説明があったかもしれませんが、これはどういう数字ですか。どういう統計に基づいて作られた数字。大学だけなのか、高校、中学、小学、幼稚園等々まで全部含まれたものなのか、それとも全てがカバーされているのか、それとも一部の大学だけを見たものなのかということなんですか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 こちらは、去年の10月の部会の資料です。御欠席になられたので説明が不十分だったかもしれませんが、基本的にはこれは私立学校全体です。例えば教育段階で何パーセントということではなくて、あるいは特定の大学を見て何パーセントと申し上げたものではなくて、全体としてということです。

もともとの統計としては「今日の私学財政」という統計がありまして、これはSNAの推計に毎年使っているものでありますけれども、そこから推計をされた国民経済計算の年報の中に、対家計民間非営利団体について、いろいろな生産費用、雇用者報酬から始まって、固定資本減耗とかの金額と、あとは、商品・非商品販売と呼ばれています、要は授業料等のことなんですからけれども、その金額というのが載っております。それを教育というカテゴリについて見ると、例えばこの教育の中には、いわば全ての私立学校が入っていると思っただきたいのですけれども、それを見ますと、その費用の合計と商品・非商品販売という授業料等に相当する部分を比べると、7割ぐらいということでございます。

大学とか教育段階別には、SNAではもちろん推計はしていないのですけれども、基礎統計の「今日の私学財政」というものを見ますと、基本的にはほとんどの教育課程において50%は超えていると。大学の場合だったら86%ぐらいと、ざっくりした計算ですけれども、そうになっているということです。

○中村部会長代理 ほかに御意見ございませんでしょうか。

これはいつまでも議論を長引かせるわけにまいりませんので、先ほど申し上げましたように、これは私に御一任くださいというような性格のものでもありませんので、現段階で部会として提示された事務局案を了承するというにはまだ至っていないという気がいたします。基本価格表示の計数を表象するという非常に大きな課題がありまして、それが実現すれば、私立学校を市場生産者として位置づけてもそれほど説明に苦慮はしなくなるであろうというようなこともございますので、現段階ではそういったSNA全体の課題を解決するために努力を続けるということで、ある程度実現ができた段階でもう一度この問題について、また、基本価格表示が重要であるということは、今回の私立学校の議論をして、再び明らかになったということでもあると思いますので、そのような理解のもとに、次回

の基準改定におきましては、私立学校を市場生産者としての位置づけとするということは先送りして、引き続きNPISHとして取り扱うということにしたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

○前田委員 それは、結論としては現行のままであって、検討課題とすると。

○中村部会長代理 そういことです。

○前田委員 私自身は特段そこは異論はございません。

○宇南山審議協力者 私も、現行であれば、まだ将来的に検討すると。研究開発のデータがそこそこそろってから検討するのはやぶさかではないのではないかと、よいことではないかということでは賛同いたします。

○中村部会長代理 後藤先生、よろしいですか。

○後藤専門委員 私の立場は専門委員でございます。気がついた論点は申し上げましたので、中村先生がおっしゃった方向で異論ございません。

○中村部会長代理 それでは、本件につきましてはいろいろと御意見がございました。私立学校の位置づけを現行の非市場生産者から市場生産者に変更するという事務局案につきましては、一方で国際基準である2008年SNAにおける市場・非市場の区分の考え方に沿ったものであり、また、政府関係諸機関に関する現行日本のSNAの取り扱いとも整合的なものであるという点は認められるかと考えます。これは、日本のSNAの体系全体として国際比較可能性に資するものではありませんが、一方で、事務局案に対しましては、複数の先生方から、教育という特定のサービスについてその供給主体が民間か公的かによって結果として産出額計測のあり方が異なるということになる点について懸念が表明されました。このように意見が大きく分かれております。

このため、本部会の意見としては、次回基準改定においては本事項への対応は見送ることといたしまして、必要に応じて次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度議論するということになるかと考えます。このような取りまとめでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中村部会長代理 どうもありがとうございました。

では、そのようにさせていただきます。

本部会として議論すべき事項につきましては、部会として審議し、その結論を得ることができたと思いますので、次回の部会においては、これまでの結論を踏まえて、答申案を中心に御議論いただく予定でございます。

最後に事務局から、前回の部会での発言の訂正があります。次回の予定の連絡と含めましてお願いいたします。

○小此木分配所得課長 申しわけございません。前回の部会におきまして、諸外国の雇用者ストックオプションの関係で御質問いただいて、その導入状況につきまして当方から回答した際に、アメリカの状況につきまして、税情報を用いて導入する予定と聞いておりま

したが、公表資料を見ると導入されていない模様というふうに申し上げましたけれども、説明が不足していた点がございましたので、この場、少しお時間をいただきまして補足させていただきますと思います。

アメリカのストックオプションにつきまして詳しく申し上げますと、アメリカの雇用者ストックオプションには、NSOs（非適格ストックオプション）というものと、ISOs（インセンティブ・ストックオプション）の2種類がございまして、NSOs（非適格ストックオプション）につきましては、雇用者ストックオプションに係る利益が給与所得と同じに扱われ、付与した企業側にとっては、当該給付を損金扱いできるというものでございまして、一方のISOs（インセンティブ・ストックオプション）の方は、一定の要件を満たすことで、雇用者ストックオプションに係る利益を給与所得よりもより有利な、長期にわたるキャピタルゲインとして取り扱われると、こういう2種類があるということでございます。

アメリカのSNAでは、このうちNSOs（非適格ストックオプション）につきましては、この権利行使時の市場価格と権利行使価格の差が権利行使時の雇用者報酬に計上されているということでございますけれども、08SNAが勧告する雇用者ストックオプション付与時に雇用者報酬に計上するということや、金融資産にストックオプションというものを計上するというものはできていないようです。また、ISOs（インセンティブ・ストックオプション）につきましては全く加味されていないというのが状況のようです。

この点に関しまして、詳細な税情報などを用いて08SNAの対応を検討しているというふうに聞いておりましたけれども、その後の公表資料等を見る限り、変更がなかったので前回のような説明をさせていただきましたけれども、ただ今説明したとおり、アメリカでは雇用者ストックオプションにつきまして、金融資産としての対応というものはないようでございますけれども、雇用者報酬に雇用者ストックオプション分が全く含まれていないかという、そういうわけではありませんので、この場で補足させていただきますと思います。

以上です。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 続きまして、資料2という一枚紙を御覧ください。次回の日程でございます。

ちょうど日程調整をさせていただいている途上でございまして、できるだけ速やかに御連絡をしたいと思います。現時点では3月の上・中旬ということで答申案取りまとめ等ということでございます。また決まり次第速やかに御連絡いたします。今のところは3月の9日の週の前半で最も御参加が可能なところということを探っていきたいと思っておりますので、また改めまして御連絡を申し上げたいと思います。

以上です。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了いたします。

本部会の議事要旨につきましては、事務局で取りまとめ、後日、内閣府ウェブサイトに掲載いたします。

それでは、本日はこれにて終了といたします。

長時間にわたりまして活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。